

「熊本大震災動物救護活動等支援義援金」について

特定公益増進法人等に対する寄附金(特定寄附金)

個人の寄附については、確定申告の際、「所得控除」を受けることができます。また、法人の寄附については、特定公益増進法人に対する寄附に適用される別枠の損金算入をご利用いただくことができます。

個人が支出した寄附金

納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合には、所得控除を受けることができます。

計算方法

$$\boxed{\text{その年に支出した特定寄附金の額の合計額}} - \boxed{2 \text{ 千円}} = \boxed{\text{寄附金控除額}}$$

注：特定寄附金の額の合計額はその年の総所得金額等の40%相当額が限度です。

適用を受けるための手続

寄附金控除を受けるためには、寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書に次の書類を添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

寄附した団体などから交付を受けた領収書

例：10,000円寄付した場合
 所得税確定申告の「寄附金控除」の欄に
 10,000円 - 2,000円
 = 8,000円 を記載します。

から差し引かれる金額	生命保険料控除	14				1	2	0	0	0	0
	地震保険料控除	15				1	5	0	0	0	0
	寄附金控除	16						8	0	0	0
	寡婦、寡夫控除	18							0	0	0
	障害者控除	19							0	0	0
	配偶者特別控除	20				3	8	0	0	0	0
	扶養控除	23				6	3	0	0	0	0
基礎控除	24				3	8	0	0	0	0	

法人が支出した寄附金

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。(一定の法人を除きます。)

- (1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- (2) 特別損金算入限度額

$$\left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$$

注：特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。